

放射性廃棄物等撤去請求事件 報告

No.1 2014/5/2 発行

広域近隣住民連合会 代表：榎本菊次 事務局長：小林博三津

第1回口頭弁論のご報告

第1回口頭弁論が平成26年3月7日（金）10時から千葉地方裁判所 松戸支部の第101号法廷で行われました。

法廷内には原告団と弁護団をあわせて34名が着席し、傍聴席は記者席を除く75席が満席となり、20名以上の方が傍聴できないほど多くの市民の皆さんのご支援を頂きました。

誠にありがとうございました。

当日は、原告団を代表して小林博三津氏、弁護団を代表して及川智志弁護士が意見陳述を行い、安全を確保していない一時保管施設を一刻も早く撤去するよう強く要望しました。

閉廷後に千葉県弁護士会・松戸支部会館で記者会見を行い、当日および翌日にマスコミ各社の報道がありました。

「原告への参加」および「裁判へのご協力」をお願い致します！



1/7 NHK 首都圏ニュースより



1/7 NEWS ちばより

第2回口頭弁論のご案内

第2回口頭弁論は、下記のとおり開廷されます。

地域住民の安全な生活を顧みずに一時保管施設を設置した千葉県に対して、我々住民の怒りを形にし裁判官に伝えると共に、この施設に高濃度放射性物質を含む焼却灰（指定廃棄物）を搬入した柏・松戸・流山の3市に対して、一刻も早く焼却灰を持ち返るよう強く要望し、圧力を掛けるためにも**原告団は元より、多くの支援者の皆様に傍聴にご参加下さいますようお願い致します。**

なお、第2回口頭弁論でも原告の意見陳述が出来るよう裁判所と折衝中です。

- 日時：平成26年5月23日（金）10：00 開廷
 - 場所：千葉地方裁判所・松戸支部 第101号法廷
- ※第一回口頭弁論と同じ、松戸支部で最大の法廷です。

- ✓ 原告の方は、9時15分までに千葉地方裁判所・松戸支部正門前にお集まり下さい。
- ✓ 原告の方で、当日傍聴に参加できない方は、事務局（小林）までご連絡願います。

※当日の交通手段で車をご希望の方は、事務局までご相談下さい。